

公益社団法人松戸市シルバー人材センター地域班設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人松戸市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の自主的・主体的な組織活動を担う基本組織として正会員（以下「会員」という。）の住所を基準にして地域班を設置し、会員相互の連帯意識と親睦を図るとともに、センターと会員間との緊密な連携体制を強化しセンター事業の円滑な運営に寄与することを目的に地域班運営に関する必要事項について定める。

(組織)

第2条 地域班の区分は、別表第1のとおりとする。

2 地域班は、当該地域内の会員をもって構成する。

3 班長は、班内会員の互選により選出し理事長が委嘱する。(別表2)

(任期)

第3条 班長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠で就任した班長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 班長の任期が満了した場合、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。

(班長の任務)

第4条 班長は、センターと会員のパイプ役を果たすとともに、会員相互の連絡調整、親睦、協調及び連帯意識の高揚を図るため、次の各号に掲げる任務を行う。

(1) 班会員へセンターの基本的理念、基本的体制、実施計画等についての理解、浸透を図る

(2) センターから班会員への連絡事項の伝達等を行う

(3) 班会員の親睦、融和を図る良き相談相手、良きリーダーとなる

(4) 班会員の意見等を聞き、その内容、処理をセンターに伝達する

(5) 班区域内の得意先、各種団体を初め、広く市民へのセンターのPRや新しい会員の勧誘をする

2 副班長は、班長を補佐し、班長に事故あるときは、その職務を代行する。

(地域班担当理事等)

第5条 削除

2 削除

3 削除

4 削除

(報酬)

第6条 班長には、別表第3に定める報酬を支給する。

2 前項の者が、年の途中で就任したときはその月から、退任したときはその月分まで月割りによる報酬を支給する。

3 前項の規定にかかわらず、その年度内に全く職務に従事しなかったときは、報酬は支給しない。

4 報酬は、理事長が別に定める日に支給する。

(会議等)

第7条 地域班は、必要に応じて班会議を開催し、情報交換や親睦を深めることに努める。

2 会議は次のとおりとする。

(1) 地域班活動委員会

ただし、地域班活動委員会は、別に定める公益社団法人松戸市シルバー人材センター専門委員会運営要綱による。

(2) 地域班全体会議

必要に応じて理事長が招集して開催する。

(3) 地域班内活動（会員）

必要に応じて班長が招集して開催する。

3 前項に規定する会議に出席したときは、理事長が別表第4に定める費用を補助する。

(地域班運営活動費の補助)

第8条 地域班の組織運営に充てるため、別表第4に定める地域班運営活動費を班会議等に対して補助することができる。

2 地域班会議等の年度内における経費については、領収書等を添付して理事長に提出するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要事項については理事会の議決を得て別途定めることができる。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日より施行する。

別表第 2

地域内会員数	班長の数
60 人以下	1 人
61 人以上 120 人	2 人
121 人以上 180 人	3 人
181 人以上 240 人	4 人
241 人以上 300 人	5 人
301 人以上 360 人	6 人

☆地域性など特別な事情により理事長が認める場合は、この限りでない。

別表第 3

職 名	報 酬
班 長	年額 12,000 円

別表第 4

名 称	補 助 対 象	補 助 額
地域班班長会議	班 長	日額 1,000 円
地域班会議等	地域班	1 班につき 年度額 100,000 円を 限度とする